

(予防) 特定施設入居者生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社シルバーサービス福島苑が開設するサンライズ茂原（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営規程に関する事項を定める。本事業所は、要支援または要介護状態にある者に対し、適正な（介護予防）特定施設生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の従業者は、提供サービス計画に基づき、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2. 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
3. サービス化の実施に当たっては、（介護予防）特定施設入居者生活介護の支援事業者
その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一. 名 称 サンライズ茂原
- 二. 所在地 千葉県茂原市本納3 3 5 6 - 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規程を厳守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3) 看護職員 2名以上

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康維持に努める。

(4) 介護職員 入居者：職員 3：1以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のために訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条

入居定員及び居室数は次のとおりである。

入居定員 61名

一時介護室 1室

介護居室 27室（個室7室、2人室13室、4人室7室）

(介護予防) 特定施設入居者生活介護の内容

第6条

介護サービスの内容は次の通りとする。

(1) (介護予防) 特定施設サービス計画の作成

(2) 入浴（週2回）または清拭、排泄、食事等の介護

(3) その他の日常生活上の支援・世話

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

(6) 相談及び援助

(7) 利用者の家族及び地域との連携

(利用料その他の費用の額)

第7条

本事業所の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、(介護予防) 特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① 個別的な外出介助

(利用者の特別な希望により、個別に行われる買物・旅行等の外出介助、協力医療機関等以外の通院・入退院の際の介助)

② 個別的な買い物等の代行

③ おむつ代、医療費等

- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適用と認められる費用

※その他有料サービス一覧表参照。

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第8条

より快適なサービスを提供するために入居者が介護居室又は一時介護室に移る場合の手続き及び条件は次のとおりとする。

- (1) 前項の居室の変更は医師の意見を踏まえ、入居者又は家族の同意を得て行うこととする。
- (2) 介護居室又は一時介護室が多床室である場合は、入居者の室内位置を変更する場合においても、前項の規定に準ずるものとする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条

事業所の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は、事業所の従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めものとする。
 - 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
 - 三 利用者は健康に留意するものとする。
 - 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条

介護サービスの提供を行っているときの利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条

事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対応するための計画を定め、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための基本方針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報し、その要因の除去に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回程度

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 看護職員または介護職員を本介護以外のサービス提供に当たる従業者と明確に区分するための措置として、(例)勤務表を掲示する。制服を変える。等

5 本事業所の利用者または他の事業所の利用者生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、詳細な手順等については別に定めるものとする。

6 この規程に定める以外の、本事業所の運営に関する事項は、(株)シルバーサービス福島苑と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年5月1日より施行する。

変更履歴

平成18年7月1日制定

平成 21 年 4 月 1 日改定
平成 24 年 3 月 1 日改定
平成 25 年 2 月 1 日改定(第 13 条追加)
平成 25 年 11 月 1 日改定
平成 26 年 12 月 1 日改定
平成 28 年 8 月 1 日改定
令和 5 年 5 月 1 日改定